

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ディーエムエス	コード	9782
提出日	2026/4/21	異動（予定）日	2026/5/15
独立役員届出書の提出理由	新たに独立役員を1名指定するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	梶谷 篤	社外取締役	○														○		有
2	柿尾 正之	社外取締役	○														○		有
3	中島 信子	社外取締役	○														○	指定	有
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<選任理由> 同氏は、他社における社外取締役としての活動および弁護士として活動に基づく専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言・指導をいただけるため選任しております。 <独立役員指定理由> 上記の理由のほか、同氏の経歴および当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、「企業行動規範に関する規則」第7条に規定される一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同氏の承認と取締役会の承認を得たため、指定しております。
2		<選任理由> 同氏は、他社における社外取締役としての活動に基づく経営全般にわたる高度な知見と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言・指導をいただけるため選任しております。 <独立役員指定理由> 上記の理由のほか、同氏の経歴および当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、「企業行動規範に関する規則」第7条に規定される一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同氏の承認と取締役会の承認を得たため、指定しております。
3		<選任理由> 同氏は、前職における人材育成や労働環境整備等の豊富な見識や幅広い経験を有しており、当社の経営全般に助言・指導をいただけるため選任しております。 <独立役員指定理由> 上記の理由のほか、同氏の経歴および当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、「企業行動規範に関する規則」第7条に規定される一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同氏の承認と取締役会の承認を得たため、指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。